

令和3年度 第6回福岡地方最低賃金審議会

令和3年8月23日(月) 10:00
福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

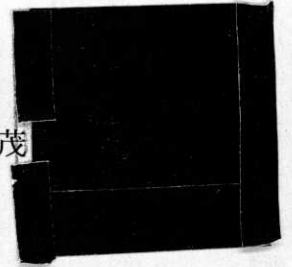
3 閉 会



福岡労発基 0823 第1号
令和3年8月23日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡労働局長
藤 枝 茂



福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 令和3年8月18日 福岡県医療労働組合連合会
- 2 令和3年8月18日 エフコープ生協労働組合
- 3 令和3年8月19日 平和・労働・人権 北九州共闘センター
- 4 令和3年8月20日 福岡県自治体労働組合総連合
- 5 令和3年8月20日 福岡県労働組合総連合

(案)

福岡最賃審第481号
令和3年8月23日

福岡労働局長
藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗

福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、令和3年8月5日付け福岡県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する福岡県医療労働組合連合会、エフコープ生協労働組合、平和・労働・人権 北九州共闘センター、福岡県自治体労働組合総連合及び福岡県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

福岡最賃審第481号
令和3年8月23日

福岡労働局長
藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗

福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、令和3年8月5日付け福岡県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する福岡県医療労働組合連合会、エフコープ生協労働組合、平和・労働・人権 北九州共闘センター、福岡県自治体労働組合総連合及び福岡県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。